

元代大都勅建寺院の寺産

——大護国仁王寺を中心として——

中村 淳

はじめに

モンゴル帝国の第五代皇帝クビライ(在位一二六〇—一二九四年)は、帝国の新たな首都として大都(現在の北京)を建設した。その城内および郊外には、クビライ以下歴代モンゴル皇帝の命により、次々に仏教寺院が造営されたことが知られている(中華人民共和国の史家等はこれらを「皇家寺院」と呼ぶ)。そして、こうした勅建寺院のなかには、建立を命じた皇帝・皇后やその近親の皇族らそのものの姿を表す肖像が、彼らの死後、それぞれの寺院内に設けられた神御殿(原廟、御容殿、影堂などとも記される)に納められるという特徴を有したものである。

筆者は以前、こうした特徴をもった寺院を便宜的に「神御殿寺」と呼び、他の仏寺と切り離して分析を加えたことがある。¹ 前稿では

漢文史料によりながら、例えば、クビライの勅により大都城内に建立された大聖寿万安寺(現、妙応寺)の白塔がチベット仏教様式であり、また各寺に安置された仏像・仏画・幡竿などの荘嚴具にもチベット仏教の要素を確実に見て取ることが出来、さらには御容の材料にもチベット産のものが必要であったことなどを明らかにした。同時に、神御殿寺のひとつであり、すでに大都における帝師・国師の居所であったことが確認されている大護国仁王寺を中心に行なわれた白傘蓋の仏事や、クビライ時代の太廟祭祀の例も挙げつつ、モンゴル皇室とチベット仏教との結びつきについて、具体的に示したつもりである。

こうしたモンゴル皇族にとりわけ縁の深い寺院に焦点を当てたのは、元代をただ仏教ことにチベット仏教に対する信仰が優越した時代であったとおおざっぱに捉えるのではなく、これまでほとんど明らかにならなってきたとはいえない信仰の実態、あるいは実際に迫るための

手がかりとなるのではないかと考えているからである。

これに対して近年、例えば建築史の立場から、元朝の皇室が造営した寺院には必ずしも仏塔それもチベット式のものが存在したとは言えず、またその伽藍配置に着目すると「中国」の伝統的な建築方法によって建てられたとする見解が現れた。また別に、筆者の研究には遺漏や誤りがあるとの指摘も受けている。³ 首肯できる点も少なくはないが、ただ、筆者らが考察の対象としたのは、あくまで神御殿が設置された勅建の仏寺であった。ただ単に皇族がその建立に携わった寺院、つまりいわゆる「皇家寺院」のなかには神御殿を有さないものもあるのだが、それらは対象の外に置いた。我々が受けた指摘のなかには、こうした対象外とした寺院の事例をもってなされたものもある。

また前稿では、チベット仏教あるいはチベットの影響を言う場合には、荘厳具や御容の材料、白傘蓋の仏事など、基本的に神御殿寺に関わる範囲内で積極的に「チベット（仏教）」の要素を探しだし、それらを提示していった。なぜならば、モンゴル時代にモンゴル皇族らがチベット仏教を尊崇したことはなかなば常識となつてはいるものの、では具体的にどのようなようにそれが存在していたのかについては、意外なほど明らかにはなつていなかったからである。我々がチベット（仏教）の要素を見出した仏寺に、例えばその伽藍配置において

伝統的な建築方式が見出せたとしても、何らの不思議もない。くどいようではあるが、むしろそこにチベット（仏教）色が確認できることにこそ、歴史的意義を認めているのである。⁴

さて、勅建の神御殿寺には皇室から広大な土地が寄進され、それぞれに総管府が置かれこれらを太禧宗禋院が統べたことが知られている。⁵ 近年、こうした神御殿寺の寺産について考える上で、重要な史料が現れた。例えば、二〇〇二年に韓国で発見された『至正条格』においてである。本書は、一三四六年にモンゴル治下の中国本土で刊行されたとされる漢文文献『至正条格』の「斷例」「条格」各一冊にあたる。二〇〇七年に韓国学中央研究院を編者として校注本・影印本が合わせて刊行された。その中には『通制条格』など従来と同種文献には見られず、本書によって初めてその存在が明らかになった条項が存在することもあつて、発見時より学界の注目を集めている。

そのうちの第九七条は、順帝トゴンテムルの元統二年（一二三三）四月二八日の中書省の奏であり、やはり従来知られていなかった条項である。その内容は、至元三〇年（一二九三）以後、すなわち事実上クビライが没した一二九四年より後に、諸王・公主・駙馬・百官、そして仏寺・道観に撥賜された田土の還官に関するものである。還官の対象を仔細に記す本条については、すでに陳高華氏が、賜田

の研究においてまた宗教史研究においても極めて重要な史料であると指摘している。⁶⁾

そして本条の冒頭、中書省の検討結果が皇帝に上奏される部分には、「除世祖皇帝時分并有影堂的寺院裏撥賜外」と明記され、つまり世祖クビライ時代に撥賜されたものとともに、影堂すなわち神御殿が設置された寺院に撥賜された田土については、還官の検討対象から始めからまず除外されていることが分かるのである。すなわち、やはり神御殿が設置された寺院群は、トゴンテムルの治世においても特別な存在であったことが理解されよう。

以下本稿では、このような状況・事実を踏まえた上で、表題にある通り、神御殿寺について寺産という側面から改めて考察を加えることとする。なかでも関連する史料がとりわけ多い大護国仁王寺が、その中心となる。

第一章 対象となる寺院と寺産の概略

いわゆる「皇家寺院」のうち、大都およびその郊外に建立されかつ神御殿を有した仏寺を本稿でも便宜的に「神御殿寺」と呼び、他の寺院と区別して論じることとする。その上で、まずは本稿で対象とする寺院と、その寺産（漢文史料では、常住、永業、恒産などと

記される）の性格と所在について大づかみに把握したい。

さて神御殿寺には、寺院組織や寺産の管理のために総管府等の官署が置かれ、文宗トクテムル時代（一三二九―一三三二）には、太禧宗禋院の管轄下に置かれたとする考えがあった。『元史』卷八七、百官志、太禧宗禋院の条に基づくものである。ただし同条によってすでに自明なように、神御殿寺の祭祀及び錢糧の出納を太禧宗禋院が一元的に管轄したのはトクテムル時代の姿であり、それ以前、そして一三四〇年に親政をはじめたトゴンテムルがトクテムル派を一掃すると同時に太禧宗禋院を廃止した以後は、個々の衙門は独立して存在していた。なかでも大護国仁王寺の担当官署と宣政院との関係が密接なものであったことは、すでに前稿で指摘した通りである。

これに関連して作成した【表1】は、前稿六五頁の表を改めたものである。表中の寺院には、『元史』卷七五、祭祀志、神御殿の条に記載されるものの、『同』太禧宗禋院の条では、その総管府の存在が示されないものもある。⁷⁾ また同条の記載順序は、大崇恩福元寺、大護国仁王寺、大承華普慶寺、大承天護聖寺、大聖寿万安寺と、なぜか建立年とはまったく関係がない。

別に神御殿寺の名を改めて見てみると、すべて「大く寺」という作りであることに気付く。これに関連して筆者は、漢籍史料中に単に「大寺」とある場合、こうした神御殿寺を無条件に指す場合があ

【表 1：神御殿寺一覧】

寺名	建立者	工期	神御殿被祀者	御安置者	総管府	地名を冠する下屬官署	『元史』本紀
大護国仁王寺 (高良河寺、高梁河寺、 鎮国仁王寺、西鎮国寺)	チャアイ	1270-74	チャアイ	テムル	会福総管府	襄陽營田提挙司 江淮等処營田提挙司 大都等路民佃提領所 (武清等十処)	—
			ノモガン	イヌンテムル			
大聖寿万安寺 (白塔寺)	クビライ	1279-88	クビライ・后 チンキム・后	(不明)	寿福総管府	—	—
			アユルバルウタ	シデアバラ			
大興教寺	クビライ	1283	ハクババ	アユルバルウタ	—	—	—
			チンギス	シデアバラ			
			アユルバルウタ・后	シデアバラ			
			チンギス=カン・ オコアイ・トルイ	イヌンテムル			
大承華普慶寺	テムル	1300-08	ダギ	イヌンテムル	崇祥総管府	鎮江稲田提挙司 汴梁稲田提挙司 平江等処田賦提挙司 襄寧提領所	汴梁・平江：田 80,000 畝(547) 益都：田 470 頃 (574)
			タルマバラ・后	(不明)			
			テムルの后	テムル			
大天寿万寧寺	テムル	1305	テムル	イヌンテムル	—	—	—
大崇恩福元寺 (南鎮国寺)	カイシヤン	1308-12	カイシヤン	アユルバルウタ	隆禧総管府	平松等処福元田賦提挙司 荆襄等処田賦提挙司	河南：官地 100 頃 (552)
			カインヤンの二后	(不明)			
大永福寺 (青塔寺)	アユルバルウタ	?-1321	タルマバラ	アユルバルウタ	—	—	所在不明：祭田 100 頃 (653)
			カマラ	イヌンテムル			
			シデアバラ・后	(不明)			
大天源延聖寺 (黒塔寺)	イヌンテムルが 改名	隋代	カマラ	イヌンテムル	—	—	吉安・臨江：田 1,000 頃 (574, 769-770)
			コシラ・后	トゴンテムル			
大承天護聖寺 (西湖寺)	トクテムル	1329	トクテムル・后	トクテムル・后	隆祥総管府	官農提挙司 (もと大都等処田賦提挙司) 平江善農提挙司 荆襄等処濟農香戸提挙司 龍慶州等処田賦提領所 平江集慶崇禧田賦提領所 集慶崇禧財用所	益都・般陽・寧海：開田 162,090 頃 (756) 蔚州広靈県：歲所得銀 (764) 山東：地土 162,000 奈頃 (879)

注1) 寺名の () 内は、別称。総管府の名称は、『元史』大禧宗禱院の条によった。

注2) チンギス=カン・オコアイ・トルイの御答はクビライの命によって進られ、当初、翰林院に祀られた。その後、イヌンテムルによって大承華普慶寺に遷されたが、トクテムルは再び翰林院に祀る。

注3) 『元史』本紀の () 内の数字は、中華書局本の頁数を示す。

り、なかでもチベット語文献に *ste chen po* (大寺) と記され、あるいはその対訳漢文に「大寺」とある場合、それは大護国仁王寺を指す確率が極めて高いと考えている。⁸⁾

ところで、ペルシア語文献において *buzung* (大きい) という形容詞で修飾された諸語を総合的に検討した志茂碩敏一九九五は、それらは「大」と機械的に訳されるべきではなく、チンギス・カン、チンギス・カン一門、王室を意味する *khās* と同義と考えられる例を多数挙げ、また漢文史料中からも同様に考えられる例を明確に示した。そのなかに「大()寺」の例は挙がらないが、同様に極めて特殊な存在であったと考えてよいと判断される。

加えて神御殿寺については、大興教寺と大永福寺を除くと「大」と「寺」に挟まれる字句はいずれも四字であり、またその語感からして国家の鎮護や皇家天寿の安寧を意味するであろう文字が用いられることも特徴として指摘し得よう。太禰宗禮院の条に示される各総管府の名にも、同様の傾向が認められる。

ところで例えば「大」と「寺」に挟まれる字句が二字である大永福寺については、『元史』卷二六、仁宗本紀、延祐五年(一三二八)九月辛巳の条(五八六頁)に、「大永福寺都総管府を置く、秩三品。」とあるように、その三年後の二月に竣工する同寺にも確かに総管府は置かれたことが確認される。また『元史』卷二九、泰定帝本紀、

泰定二年(一三二五)正月甲辰の条(六五三頁)には、「顕宗(カマラ)の像を永福寺に奉安し、祭田百頃を給せしむ。」とあるように、管理すべき祭田があつたことも間違いない。太禰宗禮院の条を見ると、崇祥総管府の下に普慶管繕司のほかに永福管繕司、また永福財用所の名が見える。おそらくこれらは大永福寺の担当官署であつたのであろう。¹⁰⁾

ただこれに対して、冒頭で紹介した『至正条格』第九七条(一三三四年)では、還官の対象から「有影堂的寺院」に撥賜したものは除外すると明記されるにもかかわらず、公主・妃子らとともに「承天・永福寺・崇恩寺」に撥賜し与えた地土は数を験べて官に還すとされるのである。¹¹⁾ ここには(大)永福寺とともに、(大)承天(護聖寺)、(大)崇恩(福元)寺などの名も挙がっている。筆者等にとつては、いずれも「大」字を欠き、本来の寺名を省略して記されている点に意味が認められる。これら三寺は、一三三四年当時にあつては、「有影堂的寺院」の扱いを受けていなかったということが明らかになるからである。

神御殿寺の総管府等は、その寺院が建立されるたびに起工時や竣工後の組織・寺産を管轄するために置かれたものと判断される。それらを一括管理しようとする試みは、トクテムル期(一三二九―一三三二)とそれ以前にも少なくとも泰定帝イステンテムル期(一三三三―

―二八―)に行なわれたことが分かっている。そのうち前者の改革にいたるまでの過程が百官志には留められていたわけであるが、そこに記されているのは、トクテムルはもちろん、その後のトゴンテムル政権にとつても都合のよいものであるのは当然である。¹²⁾

モンゴル帝国においてはチンギス・カン没後よりすでに、そしてクビライ以降においても皇位・皇統をめぐる熾烈な争いがあった。そうした争いが神御殿の御容や太廟の木主のあり方にまで色濃く反映された例については、杉山正明一九九五に依拠しつつ、縷々前稿で示した通りである。つまりは百官志に示される個々の官署の沿革については、抹消されていたりする部分、矮小化された部分も当然あり得るといふことなのである。『至正条格』の件の条項は、そうした経緯の一端をとどめるものでもある。

また別に『元史』卷三五、文宗本紀、至順二年(一三三一)五月丙戌の条(七八四頁)には、

太禧宗禋院臣言「累朝の建つる所の大(聖壽)萬安(寺)等十二寺、舊額の僧は三千一百五十人、歳ごとに例として糧を給す。今、その徒は猥りに多く、九百四十三人を汰去せんことを請う」と。制可。

とある。太禧宗禋院がもうけられた二年後の記事である。クビライの御容(肖像画)を祀る大聖寿万安寺を筆頭に、十二の寺院が累朝

の建立したものとす。そして同院は、定数とされていた僧侶については多すぎるので約三〇パーセント削減することを請願し、認められている。ここに見える十二という数字が、具体的にどの寺院を指しているのかには確定できない。

例えば太禧宗禋院の条から拾うことのできる寺院は、大崇恩福元寺、太玉山普安寺、大智全寺、大万聖祐国寺(以上、隆禧総管府)、大護国仁王寺(会福総管府)、大承華普慶寺、大永福寺、寿安山大昭孝寺(以上、崇祥総管府)、大承天護聖寺、大興龍普明寺、大龍翔集慶寺、大崇禧万寿寺(以上、隆祥総管府)、大聖寿万安寺、大天寿万寧寺、大天源延聖寺(以上、寿福総管府)と、都合十五になる。こうした寺院の中には筆者が知る限り、いまだ考察の対象にすらなつたことのないものもある。が、トクテムルの集慶の潜邸を即位後に改築した大龍翔集慶寺ほか、いずれも皇族の建立等に由来するものばかりであることは分かる。ただ一方で、そこには、神御殿が設けられたことが確認できないものも含まれている。なぜトクテムルが即位して間もなく、これら十余の寺院をピックアップしてひとつの官署、すなわち太禧宗禋院を立てたのかについては、ほとんど具体的なことが分からないイスタンブールの試みとともに、今後、再考する価値はある。¹³⁾

とは言え、太禧宗禋院の前身である太禧院が設けられた時の記事、

すなわち『元史』卷三二、文宗本紀、致和元年（一二二八）九月乙亥の条（七一〇頁）に、

太禧院を立て、以て祖宗の神御殿の祠祭を奉ず、秩正二品。會福・殊祥兩院を罷む。（後略）¹⁴

とあり、またその直後の十月癸巳の条（七一四頁）には、

壽福・會福・隆禧・崇祥四總管府を立て、祖宗の神御殿を分奉す、秩正三品、並びに太禧院に隸す。

とある。つまり、それぞれには神御殿の文言が明確に記されており、クビライとその正后チャブイ以降の御容・像を祀る寺院こそが主たる対象であったに違いない。

さて、こうした紆余曲折を経て設置された太禧宗禮院について記した『元史』同条をもとに作成した【表一】を改めて見てみると、各総管府下属の官署には、具体的な地名を冠したものが多く存在することに気付く。そして地名に続く官署名を見ると、寺産の主体が田土であることが容易に分かる。【表一】にはあわせて、『元史』本紀からも寄進等の情報を入れておいた。

本表から、本稿で言う神御殿寺の寺産が、具体的にどのような場所に分布していたのかについて、簡便に把握することが出来る。例えば、大都地区については大護国仁王寺と大承天護聖寺に關して確認できるだけである。その他、太宗オゴデイ時代（一二二九

―四一）に行なわれた旧金領の分撥や、クビライ時代（一二六〇―九四）の旧南宋領の分撥の対象となった地名が散見されるほか、南宋の緩衝地帯となっていた黄河もしくは淮河と長江とに挟まれた一帯の地名が多く確認できる。¹⁵ すなわち陝西・四川・雲南を除いた中国本土に広く分布していることが、まず特徴として指摘し得るのである。

こうした神御殿寺の寺産は、主に建立者である皇帝やその皇后の寄進に由来する場合が多いと考えられるが、他の事例も確認される。大承天護聖寺については、やはり皇后が銀五万両を直接下賜して建立を援助した例があるほか、宋の太后全氏の田を購入し永業とした例、また罪を犯した官人から没収した田を籍した例、そして叛乱を企てたとして誅に伏せられた安西王安ナダの子月魯帖木兒、ウイグル僧の玉你達八的刺板的、国師のプラージュニャーシユリハジンアイグチ（必刺忒納失里沙津愛護持）らが所有していた人畜・土田・七宝奩具・金珠・宝玉・鈔幣を没入した例が、それである。¹⁶

第二章 大護国仁王寺の寺産

『元史』以外の漢籍に目を向けた時、大護国仁王寺の寺産に関するデータは、とりわけ多く存在する。むしろ現在のところ唯一、詳

細が判明する神御殿寺と言ってよい。関連する史料(いずれも碑文)は三点あり、以下順に検討していくこととする。

(一) 大元重修釋源大白馬寺賜田功德之碑(『河朔訪古記』下、河南郡部、白馬寺の条所収、以下白馬寺碑)

白馬寺碑には、大護国仁王寺の寺産とパクパ、Phags pa、宣政院、そしてタムパ Dam pa なる僧との関係について興味深い記事が収録されている。パクパについては、本誌六八号に掲載された拙稿二〇一〇で詳しく論じたので、繰り返さない。タムパは、チベットの下カム mDo khams 地方のダンマ Dam ma 出身で、名はクンガタク Kun dga' grags と言ひ、パクパの伯父サキャパンテイタ Sgaskya pañdita の弟子にあたり、一二七〇年パクパとともに入朝した人物である。『紅史 Hu lan teb ther』をはじめチベット文献のサキャ派の章にその名は挙がらないが、サキャ派に非常に近いチベット仏僧であった。一二七四年にパクパが帰国する際には「教門の事を以てこれ(タムパ)に屬せし」めており、また一二九五年四月つまり成宗テムル即位の月には、大護国仁王寺の住持に任じられている。その後テムルは、時の帝師以上に彼を厚遇していることが知られている。タムパは一三〇二年に死去すると大護国仁王寺の慶安塔に埋葬され、皇慶年間(一三二二—一三二三)には大覚普慈広照無

上胆巴帝師と追号された。帝師を追号された唯一の例である。¹⁸ さて件の白馬寺碑については、すでに竺沙雅章「一九九七、一八八一—一九〇頁、一九四—一九五頁など」で検討が加えられているが、以下、タンパの簡単な業績を踏まえた上でもう一度、碑の来歴とその内容を記した部分を見てみよう。

國朝至元七年(一二七〇)に逮び、世祖皇帝(クビライ)、帝師帕克巴(パクパ)の請に従ひ、大いに爲に興建を爲し、門廡堂殿・樓閣臺觀、鬱然として天人の居なり。庭中に一鉅碑あり、龜趺より螭首、高さ四丈餘。碑首に刻みて曰く、大元重修釋源大白馬寺賜田功德之碑、榮祿大夫翰林承旨閻復奉敕撰と。碑に曰く、聖上大徳改元の四年(一三〇〇)冬十月、釋源大白馬寺告成す。詔して護國仁王寺の水陸田の懷孟六縣¹⁹に在る者千六百頃を以て此の恆産に充て、永く皇家子孫の祈福の地と爲す。仍つて翰林詞臣に命じて其の事を石に書かしむ。臣復(閻復)謹しんで清慧眞覺大師文才²⁰の具える所の事蹟を按ずるに、(中略)：至元七年、帝師大寶法王帕克巴は郡國の教釋諸僧を集め、壇に登りて法を演ぶるに、從容として眾に詢いて曰く、「佛法の中國に至るは、何れの時に始まり、首め何れの刹に居る」と。扶宗弘教大師龍川講主行育、時に眾中に在り、乃ち永平の事を引きて以て對え、且つ營建を以て請を爲す。會々白馬寺の僧

行政、言行育と叶う。帝師嘉納し、世祖聖徳神功文武皇帝に聞するに、特に行育に敕して修寺の役を總領せしむ。經度の始め財を取るところ無く、遍く檀施を諸方に訪ぬるも、存りに歳籥を更て未だ成效を觀ず。帝師これを聞き、申ねて大師丹巴（タムパ）に命じて其の事を董さしむ。丹巴は護國仁王寺の田租を假りて、以て土木の費に供せんことを請うに、詔して其の請を允す。裕宗文惠明孝皇帝（チンキム）、時に東宮に在り、亦た帛幣を出して助と爲す。是に于いて工役始めて大いに作り殿九楹、法堂五楹を爲る。前にその門を三にし、傍翼は閣・雲房・精舍・齋庖・庫廩を以てし、次を以て完具し、位置の尊嚴、繪塑の精妙、蓋し都城の萬安・興教・仁王の三大刹²¹と比勳す。始終二紀の久しきを閲し、縁りて甫じめて集る。而して行育卒し、詔して司空鴻臚卿を贈り、護法大師と諡す。文才は主席を繼ぎ、眾務に酬酢し、其の屬の事に敏き者、淨汙と曰う等を率いて、以て寺の餘功を畢わる。落成の際、仁王寺は假にする所の田租を復さんことを欲す。文才は即ち僧奩を遣わし丹巴に言わしめて曰く、「轉經・頌禱は寺の眾僧に來す所以なり。寺有りて田無くんば、眾は安くにか仰ぐ」と。丹巴は宣政院官達什愛滿等²²に令して請を奉ぜしめ、遂に賜田の命有り、且つ有司に敕して世々奪う勿からしむと云う。寺は二、一は宜陽縣の治の西九十里に在り、又一は永寧縣の東南二十五里に在り。

すなわち一二七〇年、帝師就任直後のパクパの請願により白馬寺の大規模な改修工事が行なわれる。遅々として進まない工事の監督者に帝師の命によりタムパが任じられると、タムパは工費として大護國仁王寺の田租を充てていることが分かる。さらに、一三〇〇年に完工すると大護國仁王寺は田租をもとの通り同寺に入るように希望するが、タムパの請願で同寺所領の懷孟等六県の「水陸田」一六〇〇頃が恒産として充てられることになったのである。

このように、工費そして恒産に大護國仁王寺の田租・所領地が充てられたのは、パクパの請願によりこの工事が始まり、また大護國仁王寺の住持ともなったことが確認されるタムパが関与したからに他ならない。工事期間中、タムパはパクパ西帰時に「教門の事」を委ねられた存在であり、また竣工の一三〇〇年当時は大護國仁王寺の住持であったのである。

すなわち、いずれの処置も最終的には皇帝の命をもって許可されていることも重要であるが、その間に帝師パクパの裁量、タムパの意向が介在し、後者については大護國仁王寺の返還要求を退ける結果を見せる。このほか白馬寺碑の記述によれば、大護國仁王寺は当初、懷孟にも寺産を所有していたこと、またそれが『元史』太禧宗禋院の条等にまったく記されないことから、懷孟の寺産はすべて寄

進されたであろうと判断することも可能である。

(二)大護国仁王寺恆産之碑(『程雪樓集』卷九(五葉表—七葉裏)所収、以下恆産之碑)

次に紹介する恆産之碑は、元代の寺院経済等を論ずる際、頻繁に引用されてきた。²³たとえば横山英一九五〇は、『元史』太禧宗禋院の条に挙がる大承天護聖寺、大承華普慶寺、大護国仁王寺、大聖寿万安寺、大崇恩福元寺の五寺を「王室寺院」と呼んで、他の寺院と区別しながら寺産に関する分析を試みつつ、しばしば同碑を利用した。しかしながら本碑はまず、このうち大護国仁王寺の寺産についてののみ記した碑文であることに、注意を喚起したい。

恆産之碑などによると、簿書の期会や錢穀の出納などにあつた同寺の担当官署は、神御殿寺の総管府が一括して太禧宗禋院の下に置かれたトクテムル治世前後を除くと、他寺の総管府とは異なり宣政院の管轄下にあつた。また、至元一六年(一二七九)に設置された大護国仁王寺総管府の総管に、李光祖なる人物を抜擢したのが皇后チャブイである。そしてその総管府は、至大元年(一三〇八)に皇太后ダギに会福院と改称されるなど、同寺がその建立以来、コンギラト(ウンギラト)氏出身の皇后・皇太后たちの庇護下にあつたことは、明らかである。²⁴

さて恆産之碑がこれまで注目を集めてきたのは、ダギの命令により会福院が行なつた調査の結果明らかになつた大護国仁王寺の資産に関するリストを載せるからである。本碑はこれまで、元代の仏教寺院の寺領莊園について詳細に記した唯一の史料として注目されてきたわけである。

その恆産之碑によれば、大都地区の寺産は会福院直属であり、その管轄下に水地が二八六三頃五一畝余、陸地が三四四一四頃二三畝余、山林・河泊・湖渡・坡塘・柴葦・魚・竹等場が二九カ所、玉・石・銀・鉄・銅・塩・硝・鱸・白土・煤炭の地が一五カ所、粟が一九〇六一株、²⁵酒館が一あつた。河間・襄陽・江淮等处提挙司提領所の管轄下には、水地が一三六五一頃、陸地が二九八〇五頃六八畝余、江淮の酒館が一四〇、湖泊・津渡が六一、稅務閘・堤が各一あつた。そして内外人戸の総数は三七〇五九戸、賦役を實たす者は一七九八八人、殿宇は一七五間、靈星門は一〇、房舎は二〇六五間、牛具は六二八、江淮の牛で官に属するもの一三三を数えた(『表2』参照)。調査の末、土地の境界は整い、版図と戸籍は一つにまとめられたという(『經界既正、版籍既一』)。

こうした有り様を、基本的にトクテムル時代の状況までを記したと考えられる『元史』太禧宗禋院の条のうち、会福総管府の下属官署と照らし合わせてみると、襄陽の寺産管理は襄陽營田提挙司が、

【表2：恒産之碑に見える大護国仁王寺の寺産】

大都	水地	28,663 頃 51 畝有奇
	陸地	34,414 頃 23 畝有奇
	山林等	29
	玉石等の産地	15
	栗（為株）	19,061
	酒館	1
河間・襄陽・江淮	水地	13,651 頃
	陸地	29,805 頃 68 畝有奇
	江淮酒館	140
	湖泊津渡	61
	稅務關・堤	各 1
内外人戸		37,059
実賦役者		17,988
殿宇（為間）		175
靈星門		10
房舎（為間）		2,065
牛具		628
江淮官牛		133

江淮は江淮等処営田提拳司が行ない、武清等や河間については大都等路民佃提領所が行なっていたと、その対応関係については説明がつく。²⁶なお恒産之碑にも当然、懷孟の地名は挙がらない。

このように歴代帝師の居所であった大護国仁王寺は神御殿寺としての一面を有する一方で、その寺産については田土・建物のみならず、山林や漁場、鉱物資源の産地、栗や酒館、そして大都地区とそれ以外の地区において同寺に帰属するとされる人戸や家畜等を中心

にしたものであった。栗の株数や牛具の数まで細かく記されていることから見ても、徹底した調査が行なわれたのである。こうした寺産は、建立者チャブイ、復興者ダギラコンギラト出自の女性皇族たちの寄進に由来するものと判断される。²⁷

（三）江淮營田提拳司錢糧碑（以下、錢糧碑）

大護国仁王寺の寺産について伝える史料としては、別に本碑がある。同碑は、王勤金氏によって一九八〇年代後半に初めて紹介されたものである。王氏によれば、この碑は一九八一年八月に、揚州の明代旧城から出土、東壁の土台として順序よく並べた状態にあったという。王論文には碑の断片の拓本を使って本来あった姿に復元しようとした写真が掲載され、碑身は高さ三・三メートル、幅一・二五メートルであったと推定する。ただし、出土時には十数個に割れており、また残念ながら欠損部分がかなりある。幸い立石年次を記した部分が残っており、すなわちそれは皇慶癸丑（皇慶二年、一三一一）三月吉日であることが判明している。²⁸

ところで、王氏の論文に載せられる録文については、改行、抬頭、行数等をまったく無視している上、鮮明とは言えない二枚の拓本の写真と照らし合わせてみても、誤字・脱字が多いと言わざるを得ない。一方で本碑の内容がより正確により広く知られるようになれば、

今後様々な分野において活用されるであろうことは、容易に理解される。そこで、王勤金一九八七の拓本によりつつ改めて録文を試みたものを本稿巻末に示しておく。なお録文にあたっては、碑の陽・陰は王論文にならって篆額部分に「江淮營田提舉司錢糧碑」とある面を碑陽とし、「聖旨懿旨」とある面を碑陰とした。本来は逆であった可能性もある。録文を見ると一目瞭然、欠損部分が相当多いが、ここではまず文意の通る「碑陽」の冒頭を検討する。数字は行数を示す。

「1」揚（＝揚州路）は淮左において甲郡と爲り、次は楚（＝淮安路）と曰い、承（＝高郵路）と曰う。厥の壤は沃え、厥の地は曠く、唐末に始めて田を三郡に營み、宋は専ら官制の寝や備わるを以て、衡虞征権の「2」利は踵いで興る。言う者謂う、以て中宮に賦せと。昔、「3」天馬南牧するに、眾は遷徙して常靡く、厥の鄙贅に居る者は繇りて覲みて詭る。矧んや簿籍の漸浪し、積詭して晦きをや。「4」聖神寓内を一にし、郡民の王士整の輩、至元戊寅（至元一五年、一二七八）に於いて狀を以て「5」正宮（＝チャブイ）に聞するも、聞しても之れ究めざるは聞すること無きに同じく、究めて之れ實たさざるは田の無きに同じ。「6」太后（＝ダギ）尋いで使を遣わして實を聞するも、僅かに其の概のみ。爰に「7」大護國仁王寺に隸

し、其の業を世にし、其の入を歳ごとにし、肇めて惟れ元祀を秩り、福を詣すこと、國に于いてし民に于いてす。司は提舉府と曰い、府は規運と曰い、歳戊申（＝至大元年、一三〇八年）復た院に陞して會福と曰う。（下略）

一見して、今のところ『程雪樓集』という文集においてのみ、その存在と内容（のおそらく部分）が確認される恒産之碑と、大いに関連することが分かる。

一方、聖旨・懿旨を記した「碑陰」は、一転していわゆるモンゴル文直訳体の漢文で記され、大護國仁王寺は一貫して高良河寺と記される。その碑陰からは、以下のような情報を読み取ることができ。まず篆額および一～二行から、そこに刻まれたのが聖旨・懿旨であり、至大四年（一三一）九月二〇日とあることより、皇帝は同年三月に即位してまもない仁宗アユルバルワダ、皇太后はダギを指す。四行～七行には、設立四年目の会福院の申し立てがまず記される。高良河寺に属する常住すなわち田産（地土とも記される）・人戸・山場・河泊・酒店などは、クビライ時代の皇后チャブイゆかりのものであることが記され、「青冊」（後述）に入れて決まりを定めた常住から生じる物貨については、以前の決まり通りすべて同寺に納めさせ、また境界をしめす埵墩（物見台のようなものか）や碑

【表3：錢糧碑に見える江淮の大護国仁王寺寺産】

	頃	畝	分	厘	毫	絲
田地	3922	88	5	6	3	5
田	3451	62	2	1	3	5
事故田	157	31	1	8	0	0
蘆熟田	3294	31	0	3	3	5
有佃田（官牛 157 隻, 5203 戸）	2523	32	1	2	8	5
熟田（小麦・梗糯米）	2240	40	3	1	5	5
荒田	282	91	8	1	3	0
佃逃積荒田	770	98	9	5	0	0
地	471	26	3	5	0	0
辦課草壩住基等	340	38	8	0	0	0
不辦課塩減牧牛菜地	230	87	5	5	0	0

を立て、行省の官人らにも協力させることなどを上奏している。結果、その通りにするよう聖旨と懿旨が出て、寺家の田産については各処の廉訪司等有司の干渉を排して、江淮営田提挙司ダグガチに委ねられたという。九行と二六行には常住の所在地が記され、すなわち大都路固安州等処・河間路興濟県・江淮地区のほか、済南路にも寺産が存在したことが分かる。

そして碑陽下截に

は、江淮等処営田提挙司の管轄下に置かれた江淮地区の大護国仁王寺の寺産に関する詳細なリストが載せられているのである。第一段一行〜二三行を整理したのが【表3】であり、ダグによる再調査がいかにか緻密なものであったのかが分かる。また二四行以下より試みに地名だけを拾ってみると、揚州路管下の江都・泰興・海陵・如阜・静海・海門の六県、淮安路管下の山陽・塩城・天長・盱眙の四県、高郵府管下の高郵・宝応・興化の三県が挙がる。いずれも淮水と長江の間に位置し、²⁹また杭州と通州を結ぶ大運河に近接する場所に位置している点は先に挙げた大都路固安州・河間路興濟県・済南路と同じであることが理解されよう。³⁰こうした同寺の寺産の特徴としては、まず大都地区に確認される点と、「江淮」地区それも大運河の東側に集中している点とが挙げられる。なお本碑によれば、江淮等処営田提挙司管下の田地は三九二頃八八畝五分六厘三毫五絲、官牛一五七、戸五二〇三、酒館一三九、湖泊・津渡六三とあって、すでに王勤金氏が指摘する通り、恒産之碑に記されるそれぞれの数字とは若干の出入りが認められる。³¹

ところで本碑には、いまだ十分には理解されていないモンゴル時代の仏教界に関わる重要人物の名が現れる。後考に備える意味を込め、若干ではあるが検討を加えておきたい。

(a) 碑に見える人物について

碑陽上截八行、三二行、碑陰二行、三行、二二行に、秦国公あるいは会福院の官として見える安普は、すでに陳高華一九八六が詳細な検討を加えたことのある暗普（俺普とも）に同じ。すなわち安普の父楊璉真迦は、南宋の首都杭州が無血開城した翌一二七七年にクビライの命により女真系僧侶等とともに江南に赴き、江淮釈教都総統として江南仏教界に君臨した。その名「璉真迦」はおそらくチベット語 *rim chen dga*（宝喜の意）の音写で、タンクト出身のチベット仏僧であったと考えられている。権臣サムガ（桑哥）と結び、南宋の歴代皇帝の陵墓等をあばいて埋葬品を資金として仏寺を建立、またその一部を着服するなどとして、サムガ失脚（一二九一年）に前後して摘発された。彼の活動の背景には、バクパやタムバといったチベット仏教高僧との密接な関係を土台に立身出世を遂げたサムガの存在があつたことは間違いない。子の安普がいつ宣政院の院使になつたのかはよく分かっていないが、大護国仁王寺の財賦等を管轄する会福院の長官にふさわしい人物ではある。

碑陰二行に見える天藏沙津愛護持の「沙津愛護持」は、ウイグル語のシャジン＝アイグチ *Sazin ayuuci* を音写したものである。すでに森安孝夫が明らかにしたように、語義的には“commander or minister of the (Buddhist) doctrine”となるが、実際には西ウイグ

ル王国時代の十一世紀にまでさかのぼる、ウイグル仏教界における最高指導者を示す称号である。³²

十三、十四世紀のモンゴル時代においてシャジン＝アイグチは、プラジュニヤシュリ *Pradjñā*、南的沙、そしてこの天藏の都合三名の存在が確認されている。順にまずプラジュニヤシュリは、十四世紀前半に政界・宗教界で隠然たる勢力をふるった人物であり、また例えば臨済宗楊岐派の高僧中峯明本とも親交があつたことが知られている。³³次に南的沙については、『山居新語』（元明史料筆記、中華書局、二二二頁）に「國朝沙津愛護持（漢名總統）」と記される。加えてそこには南的沙の子として、またウイグル仏僧として閩閩なる人物が、「嘗て會福院提舉爲り」と明記され、会福院との関係が特筆されている。³⁴そして本碑に見える天藏が、特に仏典翻譯において傑出した業績を残すウイグル人安藏の高弟であることは、すでに周知の事実である。³⁵

最後に、碑陰二行に見える瀋陽王について触れておく。この時期にその王号を帯びている人物は、第二六代高麗王の忠宣王王璋をおいて他にはいない。³⁶クビライの娘を母に持ち、益知礼普花 (*Jil buqa*、*Ejil buqa*) というモンゴル名を持った王璋は例えば一三二二年に、高麗王子であつた大覚国師義天（一〇五五—一一〇一）ゆかりの寺院である杭州の慧因寺の再建に尽力するなど、

仏教に傾倒していたことでも知られる。また『益齋亂藁』巻九上、忠憲王世家には、王璋が「蕃僧」を招いて經典を翻訳させたり受戒したりした様子が記されており、この蕃僧がチベット仏僧であったなら、ことにチベット仏教に強い関心を持っていたことになる。一三二〇年に即位したシデイバラの命により、滞在中の江南で身柄を拘束され、その後チベットのサキヤに流配された人物でもあり、チベットとも少なからぬ縁があった。なお拘束時、王璋が江南にいたのは、親交のあった中峯明本のもとを訪れるためであった。³⁸

以上、シャジンⅡアイグチの天蔵については関連史料に乏しいためそもそも不明な部分が多く、欠損部分の多い本碑においても瀋陽王王璋同様いったいどのような文脈で出現しているのかは、判然としない。ただ宣政院使・会福院使であったことが確認される安普を含め、いずれの人物も、チベット仏教、タングト仏教、ウイグル仏教、中国仏教、高麗仏教など当時の仏教界においてそれぞれ大きな存在であったことは間違いなく、こうした人々が、とりわけチベット仏教との密接な関わりが確認できる大護国仁王寺の中興を記す碑に名を連ねていること自体、非常に興味深い。

(b) 青冊について

やや本題からそれる感もあるが、本碑において看過できない術語

が、この「青冊」という文言である。青冊という字句は、正統漢文で記された「碑陽」には見えず、いわゆるモンゴル文直訳体漢文で記された「碑陰」の六行と二三行の二箇所に残る。

「青冊」といえば我々はすぐさま、Peliot 1930 以来、数多くの研究者が言及してきた『元朝秘史』に現れるココニテプテル *ᠵᠤᠯᠤᠰᠡᠨᠲᠡᠪᠲᠡᠷᠡᠵᠢᠰᠢ*、*debtar* や、漢籍に見える「(戸口)青冊」を思い出そう。³⁹

例えば『元朝秘史』巻八、第二〇三節に、チングスⅡカンがシギククトウクに対して、あまねき民 *ᠶᠢᠭᠦᠨ* を母に弟らに我が子らに、分け前の民 *qubi irgen* として分かち与え、何人もシギククトウクの命令に背くことのないように命じた上で、彼を最高の断事 *Jarju* に命じた後に続いて、以下のように記される。

gür irgen-ü qubi qubilaqsan-i Jarqu Jarqulaqsan-i kökö debtar
bičig bičijü debterleji

あまねき民の分け前を分けたものを、裁きを裁いたものを、青い冊子として文字(文書)を書き編纂し、(後略)

と。続いて、子々孫々に至るまでシギククトウクがチングスⅡカンに相談して決まりを立て、青い文字(文書)を白い紙に編纂したものを改めることなからしめよ、と命じるのである。⁴⁰

ところでラケヴィルツは頭韻を意識しつつ、この部分のモンゴル語のテキスト *kökö debtar bičig bičijü debterleji* の *ᠵᠤᠯᠤᠰᠡᠨᠲᠡᠪᠲᠡᠷᠡᠵᠢᠰᠢ* の

占める位置を問題にした。すなわち本来は *koko: bičig bičiju debter debteraju* (青い文書(文字)を書き、冊子として編纂し) であつたのではないかと考えたのである。蓋然性の乏しくない指摘である。

ただ氏の提案を認めるとなると、モンゴル語として *koko: debter* という表記が一例も存在しないことになる。たとえそうだとしても、漢文文献に現れる「(戸口) 青冊」が、『元朝秘史』の当該箇所に見える、修正された「青い文書として書き帳簿として編纂された」戸籍簿なり裁判記録とはまったく関係がないと、即座に断ずる必要はない。明初に付されたと考えられる傍訳「青冊」をめぐる解釈については、さて措くとして。

「(戸口) 青冊」については、『元朝秘史』第二〇三節とともに、これまで繰り返し検討されてきた漢文史料がある。『通制条格』(巻二、戸令、戸例／巻三、戸令、蒙古人差發／巻六、選舉、蔭例) や『元典章』(巻八、吏部二、官制、承蔭)、『元史』(巻二二、武宗本紀、至大元年(一一三〇八) 九月癸亥の条、五〇二―五〇三頁) である。いずれも、クビライ期以降に関わる事例である。

本稿で改めて検討の対象となった錢糧碑での用例を加え総合的に考えると、ひとまず次の様な解釈を提示できる。すなわち「青冊」とは、皇族・姻族・功臣らに分配された人々の所属先・分属先をその由来とともに記した原籍簿を指し、何らかの問題が起った時に

はまず優先的に効力を發揮するものであつた。加えて遊牧民の分属、定住民に関する「分撥」が、チンギスⅡカン、オゴデイ、モンケ、クビライ時代など、複数回行なわれたことを考えあわせれ、その都度、作成されていったものと判断される。

本碑碑陰に見える青冊は、人戸のみならず不動産をも登録したと解釈され、いささかの違和感を覚えるものの、これまで史料上に認められてきた青冊と異なるものだとする積極的な材料はない。やはり本碑の文面においても、大護国仁王寺の寺産を再調査するにあたって、揺るぎない根拠とされたことには変わりはなく、本稿では、皇后チャブイの寄進に由来する同寺の寺産が、青冊に記入されていたという記述にこそ注目しておきたい。

このほか大護国仁王寺の寺産にかかわる史料としては、『元典章』巻二四、戸部一〇、租税、僧道税、僧道租税體例(一一五八―一一五九頁) がある。本条には、元貞元年(一二九五) 閏四月にテムルが発令した聖旨が収められ、そこには次のような条格が添えられている。

一、上都・大都・揚州。在先に欽奉せる聖旨もて撥して賜與したる大乾元寺・大興教寺・大護国仁王寺の酒店・湖泊より出辦せる錢物は、有司に令して通じて管辦を行ないて官に赴き、寺家に送納せよ。合に得べき錢物は官が爲に支付せよ。前の似く

別に人員を設けて官課を侵損するを得ること無からしめよ。⁴¹

この聖旨はテムルが即位した同年四月の直後に発令したものであり、裏を返せば、大護国仁王寺がクビライ時代においては自ら人員を設けて、酒店・湖泊に限定されるものの、錢物の徴収を直接行なうこともあったということを物語っている。⁴²ここに挙がる三寺のうち大乾元寺は上都、大興教寺は大都の寺院であり、三つの地名のうち大都と揚州とは、大護国仁王寺の寺産が所在する地であり、特に後者は江淮地区の同寺の寺産を管轄する江淮営田提挙司の治所でもあった（錢糧碑碑陽下截第二段二五行目）。

前稿で、恒産之碑に記された同寺の財政的危機の背景に、テムルの后シリダラ、チンキムの后でダルマバラとテムルの母であったコジンといったコンギラト氏出身の皇后等の相次ぐ死と、テムルのもう一人の后バヤウト氏のブルカンの台頭をその一因として指摘し、加えてカイシャン即位の一三〇八年のダギの改革はコンギラト氏復権を意味するものと理解した。『元典章』の本条項を踏まえれば、テムル即位当初から、あるいはコンギラト氏のダギとバヤウト氏のブルカンとの対立があったと考えるのも良いのかも知れない。そこに挙がる三つの寺院がいずれもパクパの弟子阿尼哥の手になる、おそらくはチベット仏教色の濃い寺院であったろうことを考えれば、二人の皇后とチベット仏教の関係、そしていまだ関連史料が総合的に

検討されたことのない傑僧タムパの存在を絡めつつ、テムル時代の
大護国仁王寺について一考の余地はある。

いまのところ少なくともチャブイとダギというコンギラト出身の皇后の保護のもと、帝師の管轄下にあったとされる宣政院の下に基本的に置かれて錢物の直接徴収が認められ、また、その運用に関しては時に帝師や同寺の住持たるチベット仏僧の裁量に委ねられることがあったということを描するに留めておきたい。

むすびにかえて

ところで、ウイグル文トゥルファン文書に *Manjuśrīnāmasangīti* の版本の断簡がいくつも発見されているが、そのなかの一つ (TM 14 (U 4759)) は、奥書から壬寅年すなわち一三〇二年にカルナダスによって、*taydu-taqi aq stup-luy uluy vxar-ta* (大都にある白塔をもつ大寺において)、翻訳されたものであることが知られている。ここに見えるカルナダス (迦魯納答思) は『元史』卷一三四に立伝されるウイグル人であり、同伝によれば国師パクパについてチベット語を習い、チベット語やインド語の経論をウイグル語訳し、それらはクビライの命により木版印刷に付され、頒布されたという。⁴³そして「大都にある白塔をもつ大寺」とは、白塔寺の異称をも

つ大聖寿万安寺を指すと考えて、間違いはない。

また近年、チベット自治区の諸寺から元版のチベット仏典が八件、発見されたという報告がなされている。⁴⁴ それらの奥書には、例えば「大宮城大都の青い仏塔で書き、白い仏塔で成就した好事 *Do brang chen po tai tui mchod rten sngon por bris/ mchod rten dkar pos grub pa dge'o//*」(二件)であるとか、印刷した場所を「鎮国寺の大寺 *tshen hō gsi sde chen po*」(一件)と明記するものがあるという。鮮明とは言い難い図版(それも一部分の図版)からその転写の是非を細かく検証することは出来ないのだが、「青い仏塔」は青塔寺の異名をもつ大永福寺、「白い仏塔」は大聖寿万安寺、そして「鎮国寺」という漢字を音写した上で改めてチベット語で「大寺」と記されているのは、大護国仁王寺に他なるまい。いまのところ四つの事例しかないが、神御殿寺は、仏典印刷センターの役目を持つていたとも考えられるのである。⁴⁵

これらの元版チベット語仏典の内容はいずれも、仏教が豊饒であるようにと祈るとともに、皇帝・皇太子を始めとするモンゴル皇族の安寧・長寿を祈願する。神御殿寺の寺名に用いられた漢字に込められたであろう意図とも呼応しよう。そして、仏典の発願者・施主としてその名が記されるのは、チャブイ *cha bu*、コロジン *go go cin*、ブルカン *'bol gan*、太后 *thai hu* 等、女性皇族ばかりなので

ある。⁴⁶

今後は大護国仁王寺と皇后らとの間に認められた特に深い関わりを念頭に置きながら、こうした事例を、例えばラシード『集史』フレグ紀に記されるオルドの継承のほか、イスラームにおける宗教施設への財産寄進であるワクフとの比較検討などの作業が、あるいは有効となってくるかもしれない。⁴⁷ 毎年、神御殿寺に上る莫大な収益の出口、つまり一体どのように運用されていたのかにも関わる問題でもある。

歴代モンゴル皇帝は、イスラーム、キリスト教、道教にも一定の理解を示したことが知られる。今のところ特にモンケ時代以降については、とりわけ密接な関係が認められるのがチベット仏教である。錢糧碑に現れる仏教関係者や大護国仁王寺を始めとする神御殿寺の住持の宗派の多様性は、チベット仏教、中国の北の仏教、南の仏教、高麗仏教、そしてウイグル仏教やタンクト仏教が、モンゴルのもとでどのように「共存」していたのかを知る大きな手がかりになるかも知れない。

【文献目録】(ABC順)

Ball, W., "Two Aspects of Iranian Buddhism," *Bulletin of the Asia Institute of Pahlavi University* 4, 1976, pp.103-163.

陳 得芝「元代内地藏僧事輯」『中華国学』一、一九八九年（再録・同著『蒙元史研究叢稿』人民出版社、二〇〇五年、二三三―二五二頁）。

陳 高華「略論楊璉真加和楊暗普」『西北民族研究』一九八六年第一期（再録・同著『陳高華文集』上海辭書出版社、二〇〇五年、二二―二二六頁）。

——「元代大都的皇家仏寺」『世界宗教研究』一九九二年第二期（再録・同著『元朝史事新証』蘭州大學出版社、二〇一〇年、一二四―一二一頁）。

——「至正條格・條格」初探」『中國史研究』二〇〇八年第二期（再録・同著『元朝史事新証』蘭州大學出版社、二〇一〇年、一―三五頁）。

竺沙雅章「元代華北の華嚴宗——行育とその後継者たち」『南都仏教』七四・七五、一九九七年（再録・同著『宋元仏教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年、一六八―二一四頁）。

チヨクト「『青冊』の性質」『早稲田大學モンゴル研究所紀要』三、二〇〇六年（再録・同著『チンギス・カンの法』山川出版社、二〇一〇年、一三二―一五四頁）。

Franke, H., "Tan-pa, a Tibetan Lama at the Court of the Great Khans," *Orientalia Venetiana, Volume in onore di Lionello Lanciotti*, Firenze: Leo S. Olschki Editore, pp.158-180. (再録: *China under Mongol Rule*, Hampshire: Vermont, XI.)

——"Tan-pa und sein chinesischer Tempel," *Chinesischer und tibetischer Buddhismus in China der Yuanzeit* (Studia Tibetica Band III), München, 1996, pp.11-65.

藤島建樹「元朝崇仏の一面」『印度学仏教学研究』一一―一、一九六三年、二四七―二五〇頁。

——「元朝仏教の様相——中峯明本をめぐる居士たち」『大谷学

報』五七―三、一九七七年、一四―二六頁。

福田美穂「元朝の皇室が造営した寺院——チベット系要素と中国系要素の融合」『種智院大學研究紀要』九、二〇〇八年、一五―三〇頁。

顧 寅森「元大護國仁王寺名称、地址考略」『元史及民族与边疆研究集刊』二三、二〇一一年、六〇―六四頁。

何 孝榮「試論元朝皇帝崇奉藏伝仏教与大都勅建寺院」『文史』二〇〇九年第三期、二三九―二五六頁。

入澤 崇「イランの仏教遺跡」『印度学仏教学研究』五八―一、二〇〇九年、二一五―二二二頁。

川本正知「モンゴル帝国における戦争——遊牧民の部族・軍隊・国家とその定住民支配」『アジア・アフリカ言語文化研究』八〇、二〇一〇年、一一三―一五一頁。

金 恵苑「高麗後期 潘(陽) 王의 政治・経済的 基盤」『国史館論叢』四九、一九九三年、二七―五六頁。

金 文京「高麗の文人官僚・李齊賢の元朝における活動——その峨眉山行を中心に」『夫馬進編著『中国東アジア外交交流史の研究』京都大學學術出版会、二〇〇七年、一一八―一四四頁。

百濟康義「Prāṇāsīrīとウイグル語 *Updipariprecha*」『日本仏教学会年報』五〇、一九八四年、六七―八九頁。

馬順平・孫明鑑「元《大都大延洪寺栗園碑》釈証」『故宮博物院院刊』二〇一一年第一期、七三―八五頁。

松井 太「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒——敦煌新發現モンゴル語文書の再検討から」『内陸アジア史研究』二三、二〇〇八年、二五―四八頁。

松田孝一「モンゴルの漢地統治制度——分地分民制度を中心として」『待

兼山論叢』一一（史学篇）、一九七八年、三三—五四頁。

——「窩闊台汗の「丙申年分撥」再考（一）——「答里真官人位」の寧海州分地について」『西域歴史語言研究所集刊』四、二〇一〇年、一一五—一三四頁。

——「オゴデイ・カンの「丙申年分撥」再考（二）——分撥記事考証」『立命館文學』六一九、二〇一〇年、七二—七〇七頁。

森安孝夫「元代ウイグル仏教との一書簡——敦煌出土ウイグル語文献補遺」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社、一九八三年、二〇九—二二二頁。

——「西ウイグル仏教のクロノロジー——ベゼクリクのグリュンヴェーデル編号第八窟（新編号第一八窟）の壁画年代再考」『仏教学研究』六二・六三、二〇〇七年、一—四五頁。

村岡 倫「元代江南投下領とモンゴリアの遊牧集団」『龍谷紀要』一八一—一九九七年、一三—三〇頁。

村上正二『モンゴル秘史全三巻』平凡社、一九七〇—一九七六年。

中村 淳「元代法旨に見える歴代帝師の居所——大都の花園大寺と大護国仁王寺」『待兼山論叢』二七（史学篇）、一九九三年、五七—八二頁。

——「元代大都の勅建寺院をめぐる」『東洋史研究』五八一—一九九九年、六三—八三頁。

——「山東靈巖寺大元國師法旨碑」『駒沢史学』六四、二〇〇五年 a、二九—四三頁。

——「元代チベット命令文の総合的研究にむけて」『駒澤大學文學部研究紀要』六三、二〇〇五年 b、三五—五六頁。

——「モンゴル時代におけるパクバの諸相——大朝国師から大元帝師へ」『駒澤大學文學部研究紀要』六八、二〇一〇年、三五—六九頁。

大藪正哉「元の太禧宗禋院について」『社会文化史学』七、一九七一年（再録：同著『元代の法制と宗教』秀英出版、一九八三年、一二七—一四二頁）。

小澤重男『元朝秘史全訳続攷中』風間書房、一九八八年。

Pelliot, P., "Notes sur le "Turkestan" de M. W. Barthold." *T'oung Pao* 27, 1930, pp.12-56, esp., pp.38-42.

——"Les kôkô-dâbtâr et les 戸口青冊 hou-k'eou ts'ing-ts'eu." *T'oung pao* 27, 1930, pp.195-198.

Rachewiltz, Igor de, *The Secret History of the Mongols: a Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*, Leoden: Boston, 2004.

佐口 透訳『モンゴル帝国史』第六巻、平凡社、一九七九年。
志茂碩敏「amri-buzurg」同著『モンゴル帝国史研究序説』東京大学出版会、一九九五年、四五—四七六頁。

Sperling, E., "Hülegü and Tibet," *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 44-1-2, pp.145-157.

杉山正明「西暦一三二四年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」『西南アジア研究』二七、一九八七年（再録：同著『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、二〇〇四年、三三四—三七〇頁）。

——「大元ウルスの三大王国——カイシャンの奪権とその前後（上）」『京都大学文学部研究紀要』三四、九二—一五〇頁。

——「アジア東西をつらぬく歴史の視野と方法」史学会編『歴史学の最前線』東京大学出版会、二〇〇四年、二五—二六五頁。

高橋文治「承天観公據をめぐる」『追手門学院大学文学部紀要』三五、一九九九年（再録：同著『モンゴル時代道教文書の研究』汲古書院、二〇一一年、三四—三七七頁）。

宇野伸浩「チンギス・カン家の通婚関係にみられる対称的婚姻縁組」『国立民族学博物館研究報告 別冊』二〇、一九九九年、一―六八頁。

西熱桑布「藏文《元版》考」『中国藏学』二〇〇九年第一期、四一―五〇頁。
熊文彬「元代皇室成員施刊的藏文仏経」『中国藏学』二〇〇九年第三期、九一―一〇三頁。

四日市康博「ジャルグチ考——モンゴル帝国の重層的国家構造および分配システムとの関わりから」『史学雑誌』一一四―四、二〇〇五年、一―三〇頁。

横山 英一「元代の寺院財産とその性格素描」『史学研究』（広島大学）二、一九五〇年、三〇―四六頁。

王 勤金「元《江淮営田提挙司錢粮碑》」『揚州師院学報』（社会科学版）一九八六年第一期、一二七―一三〇頁。

「元《江淮営田提挙司錢粮碑》」『考古』一九八七年第七期、六二二―六二八頁。

註

- 1 中村淳一九九九。以下、前稿。『敕修百丈清規』巻上、報恩章第二に「世祖而下、みな各々寺を建て、佛の應身に由りて天下を御し、化儀は既に終われば復た佛位に歸すと謂う。在京の官寺は、ここにおいて聖容を設け、佛の壇場を具し、月々五を以て祭る。」とあるのは、このことを指すか。
本稿では便宜的に、クビライが即位した二二六〇年以降を元代とする。なお大モンゴル国 Yake Mongyol Ulus あるいは「大元」といった国号を
- 2

ぐり、近年生じている問題については、中村淳二〇一〇、三九頁、注一五を参照された。

- 3 福田美穂二〇〇八、何孝榮二〇〇九。このうち何孝榮二〇〇九、二五六頁は、チンギス・カン・オゴデイ・トルイの御容を納めるために石仏寺に影堂が設けられたことについて、前稿が指摘していないとする。確かにそうではあるが、何氏自身が述べているように、もともと翰林院に祀られていたこれら三者の御容は実際には石仏寺に遷されなかった。前稿、六五頁の表に付した注でも指摘したように、これらの御容はイスンテムルによって一旦、大承華普慶寺に遷されたあと、トクテムルによって翰林院に祀られる。基本的に翰林院に納められたクビライ以前の歴代皇帝の御容や、ノモガン・ダルマバラなど実際に帝位に就いていない皇族の例、トルイ家の分地である真定に設けられた玉華宮に御容が祀られたトルイ・ソルククタニ（『元史』巻三四、至順元年（一三三〇）八月乙丑の条、七六五頁など）、そして大興教寺に神御殿が設けられたバクバの例などは、建立した皇帝・皇后の御容が納められることになる神御殿とは、異なる文脈で考察する余地を残しておいた方がよい。

- 4 イラン西北部マラーゲの近郊に、「イル・カン国」時代の仏教遺跡とされる洞窟がある [Ball 1976 / 入澤崇二〇〇九]。ミストラ教神殿の一部を利用して増改築したものであるらしいのだが、例えばそこに「在来宗教」の特徴が見出されるからと言って、イランの地に一時的であるにせよ仏教が根付いていたという事実が確認されたとすれば、その歴史的意義の大きさはいさかも減じることはあるまい。もともとこうした遺跡を仏教のものとするにはまだ検討の余地もあるようだが、その一方で、文献史料から判明しているフレグとチベット仏教との関係を念頭に置きつつ、さらに一歩踏み込んでチベット仏教のものである可能性も留意しておく必要がある。松井太二〇〇八によって東西チャガタイ家のチベット仏教への接近の有様が

明らかになり、帝国の広い範囲にチベット仏僧がその活動領域を広げていた事実が判明しつつある [Sperring 1990 / 中村淳二〇一〇、四二頁、注二四、参照]。なお陳高華は、本稿でいう神御殿寺の住持として任じられた仏僧のなかに、律宗・華嚴宗を始めとする中国仏教の高僧のみならず、高麗の仏僧もが任じられている例を示す [陳高華一九九二、六頁]。チベット仏僧タムパが大護国仁王寺の住持になったことは周知の事実であるが、その建築様式のみならず住持についてもチベット仏教以外の要素が認められる。

5 『元史』卷八七、百官志三、太禧宗禋院の条、二二〇七—二二一三頁 / 横山英一九五〇 / 大藪正哉一九七二など。

6 韓国学中央研究院編『至正条格 校注本』上海古籍出版社、二〇〇七年、五九—六一頁 / 陳高華二〇〇八、一四—一五頁。

7 同条に担当の総管府が拳がらない寺院については、前稿ですでに指摘した通り、同条はあくまでトクテムル治世中の状況を基準としたものであることについて改めて注意を促したい。

8 中村淳一九九三、二〇〇五a、二〇〇五b。

9 同条の表記に「大字がないことに注目したい。『元史』卷三〇、泰定帝本紀、泰定四年（一三二七）五月乙巳の条（六七九頁）に「成宗（テムル）の神御殿を天壽万寧寺に作らしむ。」とあるが、ここにもやはり「大」字はない。いずれもイステンテムル期に関わる記事であるが、大永福寺にしろ大天寿万寧寺にしろ、『元史』太禧宗禋院の条に担当の総管府が拳がらない寺院である。明初の『元史』編纂時にわざわざ「大」字を取り除いたとは考えられず、だとすればその際に利用された実録等の史料に「大」字を欠いた状態で記されていたに違いない。

10 また大聖寿万安寺の寿福総管府の下には、やはり万安管繕司とともに万寧管繕司があり、それは大天寿万寧寺の管繕を担当したと考えられる。

11 本条の後半は、住奴皇后や趙王をはじめ具体的な称号や人名・寺観名を挙げながら、それぞれ官に還すべき田土の数字をあげる。永福寺については五十頃五畝のうち三十頃五畝を官に還してはどうかと上奏され、「那般者（そのようにせよ）」との聖旨が出ている。なお、具体的な人名について他目を引くのは、班的荅八合失、畏兀兒哈藍寺、難的沙津愛護持などがある。パンディタ¹¹バクシの音写と考えられ班的荅八合失と呼ばれた人物は、帝師・国師クラスの仏僧であつたらう。同様の表記は、例えば大都大延洪寺栗園碑にある（馬順平二〇一一）。また、畏兀兒哈藍寺という文言を見やすく思い浮かぶのは、『佛祖歷代通載』卷二二に伝が立つ高昌出身すなわちウイグルの比丘尼、舎藍藍（二二六九—一三三二年）である [藤島建樹一九六三]。彼女は帝師タクパオーセルを師として仏門に入り、皇后・皇太后・公主ら女性皇族の絶大な寵愛を受けたことで知られる。ほか沙津愛護持すなわちシャジン¹²アイグチについては、後述する。

12 『元史』卷二九、泰定帝本紀、泰定元年（一三三四）十月戊午の条（六五〇—六五一頁） / 前稿、七—七二頁。

13 『元史』卷三五、文宗本紀、至順二年（一三三一）五月戊戌の条（七八五頁）には「太禧宗禋院に隸する所の昭孝管繕司を以て崇祥總管府に隸せしむ。」とあり、寿安山大昭孝寺の管繕司はもともと太禧宗禋院直属であつたものが、崇祥総管府の管下に移されたことが分かる。

14 『元史』卷二二、武宗本紀、至大元年（一三〇八）一〇月乙巳の条（五〇四頁）には、「護國仁王寺昭應規運總管府を改めて會福院と爲す、秩從二品」とあるように、大護国仁王寺の総管府は昭応宮なるおそらくは道観の管理運営も行なっていたらしいのだが、昭応宮に関わる史料はほとんどない。なお、殊祥院は隆禧総管府の前身。

15 オゴデイによる分撥については松田孝一九七八 / 同二〇一〇を、クビライによる分撥については村岡倫一九九七を参照されたい。

- 16 『元史』卷三三、文宗本紀、天曆二年（一三三九）九月乙卯朔の条、七四〇頁／同十一月戊午の条、七四四頁／同卷三四、文宗本紀、至順元年（一三三〇）四月壬辰の条、七五六頁／同卷三五、文宗本紀、至順二年（一三三一）三月戊子の条、七七九―七八〇頁／同卷三六、文宗本紀、至順三年（一三三二）四月乙丑の条、八〇三頁／同卷一一四、后妃伝、文宗ト答失里皇后、二八七頁。
- 17 後漢明帝の永平年間（五八―七五年）に摩騰が西方から教典を白馬に載せて洛陽にもたらし、はじめ鴻臚寺に居たが明帝は一寺を建立しここに居らしめ、その白馬に因んで白馬寺と名付けた。これがいわゆる白馬寺伝説であり、中国における仏寺の嚆矢とされる。引用文中に見える「永平の事」とはこのことを指し、また文中の行育が贈られた鴻臚卿もこれに因んだもの。
- 18 Franke 1984 / Frankel 1996 / 陳得芝一九八九 / 中村淳二〇一〇、四四頁、注三二。
- 19 懷孟は、クビライ家の私領である、『元史』卷五八、地理志、一三六二頁／『元史』卷九五、食貨志、二四一七頁／杉山正明一九八七、五〇頁。
- 20 『佛祖歴代通載』卷二二（七二五頁）に伝がある。詔を以て白馬寺に入り、テムルが五台山に大方聖佑国寺を建てた時、ちょうど第五代帝師タクパオールのもとに來見しており、帝師の推挙により詔を以て、同時の住持を兼任した。真覚国師とも称される。
- 21 阿尼哥の手になる神御殿寺、大聖寿万安寺、大興教寺、大護国仁王寺を指す。
- 22 達什愛滿は、ケレイト氏李魯歡の第三子答失蛮であろう。『牧庵集』卷十三、皇元高昌忠惠王神道碑銘并序（一一二表―一一四裏）があり、それによると成宗テムル時代に宣政院使になり、大徳八年（一三〇四）に死去する。『元史』卷一九、成宗本紀、元貞二年（一二九六）三月壬申の条（四〇三頁）に、すでに宣政院使としてみえている「藤島一九七五、一五二―一五三頁」。『元史』卷一三四、也先不花伝（三二六―六八頁）によれば、祖父はチンギス・カンに從い、父はトルイの宿衛に入つて真定に食邑を賜つたが、至元元年（一二六四）アリクブゲの一党として伏誅。長兄の也先不花の家は、チンキムに仕えた。
- 23 横山英一九五〇、各処。このほか、大藪正哉一九七一、一三一―一三二頁など。
- 24 前稿、六八―七一頁。
- 25 粟が寺産の重要な部分を占めた例については、大都大延洪寺栗園碑（馬順平二〇一一）にも認められる。
- 26 横山、大藪両氏は、河間の莊園管理に関しては担当官庁を挙げず、大都地区の莊園管理は大都等路民佃提領所が行なつたとするが、恒産之碑には提挙司・提領所は「外を分治」したとあり、また大都地区は「本院」つまり会福院直屬とある。
- 27 チャブイとダギとは、さらに言えば、コンギラト氏のなかでもアルチノヤン家に属する（宇野伸浩一九九九、二七、四一―四三頁）。前稿では、太廟と神御殿寺をめぐって皇統の推移に注意を払いつつ考察を加えたが、皇后の出自についてもさらに合わせて考慮すると、また別の角度からの説明が可能なのかも知れない。
- 28 王氏は、明が揚州を占領、一三五七年に築城した際、その場で碑をうち割つて城壁の基礎とした、すなわちわずか四四年しか地上に存在しなかつた同碑が諸書に著録を見ないのは、そのためではないかと推測する。なお、中国社会科学院考古研究所ほか編著『揚州城一九八七―一九九八年考古発掘報告』（文物出版社、二〇一〇年）には、本碑に関する情報はない。
- 29 高橋文治一九九九、三七二頁には、元朝期に「江淮」の語が長江以北のみを指して用いられたのは、南宋がクビライに接収された前後の十数年に限られる。しかも、至元二八年（一二九一）年に江淮行省が河南江北行省と

- 江浙行省とに分割されたように、「江淮」の語そのものが行政区画をいう
 タームから消えていく。にもかかわらず、正一教の張留孫の肩書きに大徳
 一〇年（一三〇六）にいたっても「江淮」の文字があることに注目する、
 とある。
- 30 恒産之碑ならびに『元史』太禧宗禋院の条に挙がる襄陽（河南省西部）の
 名は、本碑には見えない。
- 31 王勤金一九八六、一三〇頁／同一九八七、六二七頁。
- 32 森安孝夫二〇〇七、一六一―一九頁。
- 33 藤島建樹一九七七、二三頁／百濟康義一九八四、八〇―八二頁、八九頁。
- 34 はじめに紹介した『至正条格』第九七条には、難的沙津愛護持が所有する
 「五十頃の内、三十頃を官に還す。」とある。この難的は、あるいは南
 的沙ではあるまいか。
- 35 森安孝夫一九八三、二一九―二二〇頁。
- 36 忠宣王に関する論考は多く、ここでは主に参考にした金恵苑一九九三／金
 文京二〇〇七を挙げておく。また中村淳二〇一〇、五二―五五頁を参照さ
 れたい。
- 37 碑文中、瀋陽王につづく「也」字は、あるいはイジルブカを漢字音写した
 最初の一字であるかも知れない。
- 38 藤島建樹一九七七、二〇―二二頁。
- 39 青冊に関する主だった論考は、四日市康博二〇〇五、三一―五頁に紹介され
 ている。また、チョクト二〇〇六や、川本正知二〇一〇（二八―二九
 頁、一三二頁、一四七頁）などがある。
- 40 村上正二一九七二、第二卷、三九七―三九八頁／小澤重男
 一九九八、一〇七―一〇八頁、一一〇―一一一頁、一一七頁／Rachewiltz
 2004, pp.772-773.
- 41 原文では「聖旨」が二字台頭。なお『程雪樓集』涼國敏慧公神道碑によれ
 ば、大乾元寺も大護国仁王寺に擬して阿尼哥が上都に建てた仏寺である。
- 42 『元史』卷三三、文宗本紀、天曆二年（一三二九）一〇月辛丑の条（七四三
 頁）には、「諸王・公主・官府・寺觀の撥賜される田租は、魯國大長公主
 の人を遣わして徴収するを聽すを除くの外、その餘は悉く官に輸し、鈔を
 給してその直を酬ゆべし。」とあるように、トクテムル期にあっても、仏寺・
 道觀が直接に人を派遣して田租を徴収する事態があつたことが分かる。な
 お、ここに見える魯國大長公主とは、チャブイやダギの実家コンギラト氏
 に降嫁された武宗カイシヤンの妹、センゲラギ（Senggeragi／祥哥剌吉）
 を指す（宇野伸浩一九九九、三七頁、四三―四四頁）。このほか『元史』卷
 一七五、張珪伝（四〇八一頁）によると、泰定元年（一三二四）に張珪ら
 が同様の上奏をして退けられたとある。
- 43 森安孝夫一九八三、二二一―二二四頁。
- 44 西熱桑布二〇〇九／熊文彬二〇〇九。
- 45 トウルファンで発見されたものはウイグル語であり、チベットのものチ
 ベット語であるのは、偶然ではなからう。神御殿寺で翻訳あるいは刊行さ
 れる仏典は、祈祷のために読誦される地域の言語でものされ送られたと考
 えられる。他に可能性としては、西夏語と漢語のものがあつても不思議で
 はない。今後、旧西夏領の一带や朝鮮半島などから、同種の仏典が発見さ
 れる可能性がある。
- 46 刊行に携わった人物としては帝師のほか、Kara na das すなわちカルナダ
 スや、またカルマハパクシの弟子ウギエンパウ Ryad pa の名も確認できる。
- 47 杉山正明二〇〇四、二六二頁。『集史』ガザンハカン紀には、ガザンに対
 して高官たちが言った言葉として、父君アルグンは寺院を造り、自分の肖
 像画をその建物の壁に描いていたとある〔佐口透一九七九、一四―一五頁
 ／入澤崇二〇〇九、二九頁〕。

41 原文では「聖旨」が二字台頭。なお『程雪樓集』涼國敏慧公神道碑によれ

C. 碑陽下截第一段

- 01 田地參千九百貳拾貳頃捌拾捌畝伍分陸厘參毫伍絲并壹畝又壹百九拾肆丈貳尺五寸五分
- 02 田參千肆百五拾壹頃陸拾貳畝貳分壹厘參毫五絲
- 03 事故田壹百五拾柒頃參拾壹畝壹分捌厘
- 04 外有蘆熟田參千貳百九拾肆頃參拾壹畝參厘參毫五絲
- 05 有佃田貳千五百貳拾參頃參拾貳畝壹分貳厘
- 06 捌毫五絲官牛壹百五拾柒隻內熟田貳千
- 07 貳百肆拾頃肆拾畝參分壹厘五毫五絲該
- 08 小麥肆千捌百捌拾陸石壹斗陸升九合貳
- 09 勺參撮漆圭梗糯米貳萬貳千陸拾肆石參
- 10 斗肆升壹合捌勺漆抄參撮陸圭荒田貳百
- 11 捌拾貳頃九拾壹畝捌分壹厘參毫戶五千
- 12 貳百參戶
- 13 佃逃積荒田漆百柒拾頃九拾捌畝九分五毫
- 14 地肆百柒拾壹頃貳拾陸畝參分五厘并一段又壹百
- 15 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 16 佃逃積荒田漆百柒拾頃九拾捌畝九分五毫
- 17 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 18 地肆百柒拾壹頃貳拾陸畝參分五厘并一段又壹百
- 19 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 20 佃逃積荒田漆百柒拾頃九拾捌畝九分五毫
- 21 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 22 地肆百柒拾壹頃貳拾陸畝參分五厘并一段又壹百
- 23 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 24 佃逃積荒田漆百柒拾頃九拾捌畝九分五毫
- 25 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 26 地肆百柒拾壹頃貳拾陸畝參分五厘并一段又壹百
- 27 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 28 佃逃積荒田漆百柒拾頃九拾捌畝九分五毫
- 29 九拾肆丈貳尺五寸五分
- 30 地肆百柒拾壹頃貳拾陸畝參分五厘并一段又壹百
- 31 九拾肆丈貳尺五寸五分

32~44 (13行分欠)

- 45 無佃逃積荒等田
- 46 地肆拾頃五拾九畝參分
- 47 地參拾捌頃五拾畝五厘歲辦參
- 48 貳拾陸兩五錢陸分壹厘陸毫不辦課
- 49 貳頃九畝參分
- 50 淮安路管下山陽鹽城天長盱眙四縣計壹拾肆莊田
- 51 壹千壹百捌拾壹頃貳拾貳畝陸分五厘
- 52 田九百捌拾陸頃肆拾貳畝五分
- 53 有佃田陸百壹拾頃九拾柒畝漆分官牛壹
- 54 拾五隻內熟田肆百九拾頃九拾畝九
- 55 拾五隻內熟田肆百九拾頃九拾畝九
- 56 該小麥捌百五拾貳石六斗壹升四合
- 57 四抄壹撮九圭梗米參千捌百肆拾石五
- 58 漆升四合壹勺五抄四撮壹圭荒田壹百
- 59 拾九頃九拾捌畝六分壹厘佃戶壹千陸
- 60 九十戶
- 61 無佃逃積荒田參百柒拾伍頃肆拾陸畝八分
- 62 地壹百九拾肆頃捌拾貳畝五分內辦課草地
- 63 壹百參拾捌頃九拾參畝歲辦鈔貳百
- 64 碑陽下截第二段
- 65 參定參拾五兩四錢不辦課鹽減地五拾五
- 66 頃捌拾柒畝貳分五厘
- 67 高郵府管下高郵寶應興化三縣壹拾捌莊田地壹千九
- 68 百參拾陸頃九拾陸畝五分八厘九毫五絲
- 69 并住基門面壹百九拾四丈貳尺五寸五分
- 70 田壹千柒百壹頃九畝八分參厘九毫五絲
- 71 事故屯田占種并盜賣田九拾五頃壹拾貳畝壹分
- 72 外有蘆熟田壹千陸百五頃九拾柒畝七分三厘九
- 73 毫五絲
- 74 有佃田壹千貳百參拾貳頃九拾柒畝七分九厘
- 75 五絲官牛貳隻內熟田壹千壹百壹拾

E. 碑陽下截第三段

- 12 拾肆畝四分五厘四毫五畝該小麥
- 13 捌百陸拾貳石壹斗壹升壹合貳
- 14 梗糯米壹萬參千陸百貳拾肆石參斗
- 15 合參勺六抄貳撮五圭荒田壹百壹拾九
- 16 貳拾參畝三分四厘戶壹千柒百壹戶
- 17 無佃逃積荒田參百柒拾玖頃九拾九畝九分
- 18 毫
- 19 地貳百參
- 20 頃捌拾陸畝七分五厘并住基門面
- 21 四丈貳尺五寸五分
- 22 辦課地陸拾玖頃九拾五畝七分五厘并
- 23 拾肆丈貳尺五寸五分歲辦鈔參拾
- 24 拾九兩四錢陸厘貳毫五絲
- 25 不辦課牧牛等地壹百柒拾貳頃九拾壹畝
- 26 江淮營田提舉司公廩基地壹段坐落揚州在城南
- 27 館壹百參拾九處月辦
- 28 鈔貳百參拾定貳拾
- 29 錢五分肆厘
- 30 路五拾處月辦鈔
- 31 錢陸
- 32 錢陸
- 33 錢陸
- 34 錢陸
- 35 錢陸
- 36 錢陸
- 37 錢陸
- 38 錢陸
- 39 錢陸
- 40 錢陸
- 41 錢陸
- 42 錢陸
- 43 錢陸
- 44 錢陸
- 45 錢陸
- 46 錢陸
- 47 錢陸
- 48 錢陸
- 49 錢陸
- 50 錢陸
- 51 錢陸
- 52 錢陸
- 53 錢陸
- 54 錢陸
- 55 錢陸
- 56 錢陸
- 57 錢陸
- 58 錢陸
- 59 錢陸
- 60 錢陸
- 61 錢陸
- 62 錢陸
- 63 錢陸
- 64 錢陸
- 65 錢陸
- 66 錢陸
- 67 錢陸
- 68 錢陸
- 69 錢陸
- 70 錢陸
- 71 錢陸
- 72 錢陸
- 73 錢陸
- 74 錢陸
- 75 錢陸
- 76 錢陸
- 77 錢陸
- 78 錢陸
- 79 錢陸
- 80 錢陸
- 81 錢陸
- 82 錢陸
- 83 錢陸
- 84 錢陸
- 85 錢陸
- 86 錢陸
- 87 錢陸
- 88 錢陸
- 89 錢陸
- 90 錢陸
- 91 錢陸
- 92 錢陸
- 93 錢陸
- 94 錢陸
- 95 錢陸
- 96 錢陸
- 97 錢陸
- 98 錢陸
- 99 錢陸
- 100 錢陸

揚州路管下江都泰興海陵如皋靜海海門陸縣壹拾陸

- 24 莊田地捌百肆頃陸拾九畝貳分貳厘肆毫
- 25 漆百陸拾肆頃九畝捌分柒厘肆毫
- 26 事故田陸拾貳頃壹拾九畝捌厘
- 27 泰興靜海武縣潮濟園岸占壓坍江等田肆拾
- 28 頃九拾貳畝捌厘
- 29 江都縣未標撥長樂西莊田貳拾
- 30 綉佃戶王觀保等納糧營田

D. 碑陽下截第二段

- 01 參定參拾五兩四錢不辦課鹽減地五拾五
- 02 頃捌拾柒畝貳分五厘
- 03 高郵府管下高郵寶應興化三縣壹拾捌莊田地壹千九
- 04 百參拾陸頃九拾陸畝五分八厘九毫五絲
- 05 并住基門面壹百九拾四丈貳尺五寸五分
- 06 田壹千柒百壹頃九畝八分參厘九毫五絲
- 07 事故屯田占種并盜賣田九拾五頃壹拾貳畝壹分
- 08 外有蘆熟田壹千陸百五頃九拾柒畝七分三厘九
- 09 毫五絲
- 10 有佃田壹千貳百參拾貳頃九拾柒畝七分九厘
- 11 五絲官牛貳隻內熟田壹千壹百壹拾

E. 碑陽下截第三段

- 01 店子橋 王墅 馬塘 泰蘭 石梁
- 02 黃家橋 小河子 凡公店
- 03 盱眙縣壹處平原辦鈔壹拾陸兩貳錢
- 04 高郵府肆拾肆處月辦鈔肆拾貳肆拾兩肆錢陸分
- 05 厘肆毫五絲
- 06 高郵縣貳拾捌處辦鈔參拾
- 07 厘四毫五絲
- 08 靜 河 鄭村 苜塘 北新濟
- 09 堰 何堰 南新濟 比麻蟹里 十里店
- 10 壯濟 西季墅 姜堰 東季墅 西峯
- 11 凌塘 華村 佛壘 仁茄壩 公田
- 12 弩臺 城子店 廟基 時堡 臨澤

人戶山場河泊子□差發課程依着在先體例裏都交納與寺家者

24 □□□□□□□□者休交當者立烽墩立碑者麼道

25 聖旨

26 懿旨有來俺差人揚州路濟南路河間路興濟等縣大都路固安

州等處取勘地土立烽墩立碑去呵差去的人與將文書來各處

廉訪司家有司家信着洗皮歹人每

27 織羅着差去的人尋趁沮壞史經斷洗皮戴文坦等

揚州廉訪司告說董善俊是和尚沒體例做提舉司達魯花赤麼

道這幾處妨碍着立烽墩立碑□擄

28 州廉訪司裏行的哈只僉事□

29 太后位下的勾當裏肯用心有交他與路家一同添氣力完備呵

怎生

30 太后根底啓呵奉

31 懿旨您再差元去的人遍行文書疾忙立烽墩立碑者再有這般

沮壞的歹人每好生要罪過也者但是寺家勾當裏依着在前

聖旨

32 懿旨廉訪司家有司家休人去者董善俊小名的人依着已了的

言語管着寺家田產委付做提舉司達魯花赤者廉訪司□□□

33 者那裏取勘地土立烽墩立碑的勾

34 當交廉訪司裏哈只與路家官人每一同添氣力疾

忙完備者麼道

35 懿旨有來奏呵奉

36 聖旨屬高良河寺常住田產立烽墩立碑的勾當依着

37 太后懿旨再差元去的人遍行文書立烽墩立碑者寺家不揀甚

麼勾當依着已了的言語不揀那箇衙門休人去休侵犯者和尚

董善俊小名的人依舊委付管寺家

38 勾當者再有諸人爭奪各處官司沮壞寺家的勾當

呵好生問要罪過者

39 聖旨了也欽此